

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

アクシス IT パートナーズ株式会社
株式会社ソネット

2026 年 2 月 16 日

2026 年 2 月 16 日

吸収合併に係る事前開示書面

鳥取県鳥取市扇町 7 番地
鳥取フコク生命駅前ビル 7 階
アクシス IT パートナーズ株式会社
代表取締役 坂本 哲

山形県鶴岡市日の出一丁目 6 番 8 号
株式会社ソネット
代表取締役 尾形 泰弘

アクシス IT パートナーズ株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社ソネット（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2026 年 2 月 13 日付で吸収合併契約を締結し、2026 年 4 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

別紙 2 の通りです。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等については、別紙3のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(ア) 子会社吸収合併の実施

令和7年9月1日付で、吸収合併存続会社完全子会社であった株式会社アクシスエンジニアリング(旧子会社)を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。本合併はグループ経営の効率化を目的としたものであり、吸収合併存続会社は当該会社の資産、負債および権利義務の一切を承継いたしました。

(イ) 無担保社債の発行

借入金による資金調達に代わる手段の多様化及び長期資金の安定的な確保を目的として、以下の通り社債を発行しました。

名称：アクシス IT パートナーズ株式会社 第1回無担保社債(株式会社山陰合同銀行保証付および適格機関投資家限定)

発行日：令和7年9月25日

発行総額：金1億円

利率：年1.220%

償還期限：令和12年9月25日

使途：既存借入金(コロナ融資等)の繰り上げ返済及び運転資金

(ウ) 株式分割の実施

個人投資家をはじめとする投資家により投資しやすい環境を整え、株式の流動性を向上させ投資家層のさらなる拡大を図ることを目的として以下の通り株式分割を実施いたしました。

分割の基準日：2025年11月4日

分割比率：普通株式1株につき5株の割合

効力発生日：2025年11月5日

(2) 吸収合併消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等については、別紙4のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本合併の効力発生後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示の開始日以降に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

合併契約書

アクシス IT パートナーズ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ソネット（以下「乙」という。）は、乙に関する一切の権利義務を甲に承継させる吸収合併（以下「本件合併」という。）に関し、2026年2月13日（以下「本件契約締結日」という。）付で本件合併契約（以下「本件契約」という。）を次のように締結する。

第1条 合併の方式

乙は、甲に対して、乙に関する一切の権利義務を吸収合併の方法により承継させ、甲は乙からこれを承継する。

第2条 商号および住所

本件合併にかかる吸収合併消滅会社および吸収合併存続会社の商号および住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社ソネット

住所：山形県鶴岡市日出一丁目6番8号

(2) 吸収合併存続会社（甲）

商号：アクシス IT パートナーズ株式会社

住所：鳥取県鳥取市扇町7番地鳥取フコク生命駅前ビル7階

第3条 効力発生日

本件合併の効力発生日は、2026年4月1日（以下「本件効力発生日」という。）とする。ただし、合併手続の進行に応じ、必要に応じて甲乙協議の上変更できるものとする。

第4条 存続会社の資本増加

甲が、本件合併により増加すべき資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金、その他利益剰余金の額は、いずれも0円とする。ただし、本件効力発生日における乙の資産および負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条 合併対価

本件合併に際し、甲は、本件効力発生日前日の乙の最終の株主名簿に記載または記録された株主（甲および乙を除く。）が所有する乙の普通株式の合計数に、15,000円を乗じた金額の金銭を合併登記完了後1か月以内に交付するものとし、乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、15,000円の割合をもって、割当交付する。

第6条 取締役の退職慰労金

甲および乙は、本件合併に際し退任する乙の各取締役に対し、退職慰労金を支払わないことに合意する。

第7条 会社財産の引継

乙は、2025年7月31日時点の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、爾後、本件効力発生日までの間において乙の資産、負債に変動を生じたものについては別に計算書を添付してこれを明確にし、本件効力発生日時点の乙の資産、負債その他一切の権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条 会社財産の善管注意義務

乙は、本件契約締結後、本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産および権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と協議の上これを実行する。なお、財産および権利義務に重要な影響をおよぼす行為は以下の行為を含むが、これに限られない。

- (1) 重大な資産の譲渡、処分、賃貸借
- (2) 新たな借入の実行その他の債務負担行為および保証、担保設定行為
- (3) 新たな設備投資および非経営的仕入行為
- (4) 非経営的な契約の締結および解約、解除
- (5) 従業員の大幅な新規採用および解雇
- (6) 乙の株式の譲渡承認、自己株式の取得
- (7) 募集株式または新株予約権その他の潜在株式の発行等、減資、株式分割、株式無償割当て、株式併合
- (8) 合併、会社分割、事業譲渡、商号変更（組織変更）、定款変更

(9) 前各号の他、乙の企業価値向上に資さない行為、日常業務に属さない事項

第9条 表明保証

乙は、甲に対し、本件契約締結時点および本件効力発生日時点において以下の事項を表明し、保証する。

1. 適法性	<p>日本法の下で適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、また、その財産を所有しかつ現在行っている事業を遂行するために必要な権利能力、行為能力その他の能力を有している。</p> <p>現在行っている事業の運営に関し法令等により要求される全ての免許、許可または認可の取得、登録または届出を行っており、全ての適用ある法令等を遵守して事業を行っていること、また、現在および過去において、監督官庁により営業停止、営業許認可若しくは登録の取消処分、指導または調査を受けていないこと。</p>
2. 財務状況	<p>提出した財務諸表は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い正しく作成されたものであり、不実記載を含まない。</p> <p>貸借対照表および損益計算書にかかる事業年度の末日以降、乙は、その事業を通常の業務範囲の中で行っており、合併、会社分割、株式交換、株式移転および事業譲渡その他乙の事業または資産に対して悪影響を及ぼす可能性のある債務または負債を負担する行為をしていない。</p>
3. 未払債務等の不存在	<p>帳簿上記載されていない重要な債務、偶発債務または保証義務は存在しない。</p>
4. 紛争の不存在	<p>現在、訴訟・紛争・行政処分の対象となっておらず、またそのおそれもない。</p>
5. 資産の権原	<p>本件契約締結日現在行っている事業を適正に遂行するために使用している全ての有形または無形の資産につき、その使用のために必要な有効かつ対抗要件を備えた権利を保有している。</p>
6. 契約関係	<p>乙が当事者となっている全ての契約は、有効かつ執行可能であり、契約当事者に義務違反が生じているものまたは解除事</p>

	由その他の終了事由（更新拒絶の通知を含む。）が生じているものは存在せず、そのおそれもない。
7. 労務関係	全ての役員および従業員等に対して法令等に定める範囲内において報酬等（退職金を含む。）を適正に支給し、かつ、従業員に対して法令等および乙の社内規程において定められている賃金（退職金を含む。）を全額適正に支給している。 乙とその従業員との間で、労働争議を含む人事に関する紛争、セクシャルハラスメントその他法令等の違反となるような労働関係、労働災害は一切存在せず、それらが発生するおそれもない。
8. 税務	これまで適法に納税申告書を作成、提出しており、税金の不払い、滞納等の事実が存在しない。
9. 反社会的勢力	乙およびその役員等、従業員、株主、取引先、顧問その他のアドバイザーおよび特別利害関係者等は、反社会的勢力等ではなく、また、資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営または経営に協力または関与しておらず、その他いかなる交流または関与も行っていない。
10. 内容の真実性	甲が本件合併遂行の判断のために、甲が選任した弁護士、公認会計士並びにその他のアドバイザー等に依頼した乙に関する事項の調査において提出した資料および説明した内容は、全て真実かつ正確であり、誤解を生じさせないために必要な事実を欠いていない。
11. 表明保証違反	表明保証に違反した場合、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。

第10条 合併条件の変更および解除

1. 本件契約締結後、本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲および乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、またはその他本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲および乙は、協議の上、本件合併の条件を変更することができる。
2. 甲および乙は、書面による合意を行うことにより、本件効力発生日前に限り、本件契約を解除することができる。

3. 本件契約の解除にかかわらず、第 18 条（管轄）の規定は、引き続きその効力を有する。

第11条 譲渡禁止

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本件契約上の地位を移転し、または本件契約に基づく自己の権利義務（債権債務も含む。）の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは担保設定その他の方法により移転してはならない。

第12条 費用

本件契約に別途定める場合を除いて、本件契約の締結および履行にかかる費用については、別途協議の上決定する。

第13条 従業員等の雇用

1. 甲は本件効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として雇用する。
2. 勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲および乙が協議して決定する。

第14条 合併契約の承認

1. 甲および乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会の決議（法令または定款に定めがある場合は、その機関の決議）により、本件契約の承認および本件合併に必要な事項の承認を得るものとする。
2. 甲および乙は、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第15条 解除条件

本件契約は、本件効力発生日の前日までに、前条の手続を含む法令または定款上必要な手続が完了しなかった場合は、当然にその効力を失う。

第16条 協議

本件契約に関し、当事者間に紛争が生じた場合には、当事者は誠実に協議し、解決に努めるものとする。

第17条 完全合意

本件契約は、本件契約締結時における甲乙の合意の全てであり、本件契約締結以前における甲乙間の明示または黙示の合意、協議、申入れ、各種資料等は、本件契約の内容と相違する場合には、効力を有しない。

第18条 管轄

本件契約に関して生じる一切の紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の成立を証するため本書2通を作成し、当事者が記名捺印の上、各1通を保有する。

2026年2月13日

甲：(住所) 鳥取県鳥取市扇町7番地
鳥取フコク生命駅前ビル7階
アクシス IT パートナーズ株式会社
代表取締役 坂本 哲

⑩

乙：(住所) 山形県鶴岡市日出一丁目6番8号
株式会社ソネット
代表取締役 尾形 泰弘

⑩

合併対価の相当性に関する事項

1. 合併対価の定めの内容

合併存続会社は、本合併に際し、吸収合併消滅会社の普通株主に対し、吸収合併消滅会社所有する普通株式1株につき、金15,000円（合計金3,000,000円）を交付いたします。

2. 合併対価の相当性に関する事項

(1) 合併対価として金銭を選択した理由

吸収合併存続会社は、本合併の対価として、吸収合併存続会社の株式ではなく金銭を選択いたしました。これは、本合併が救済的側面を有しており、かつ吸収合併消滅会社の株主が同社の役員4名に限定されていることから、機動的な組織再編を実現するとともに、消滅会社の株主に対して確実な投下資本の回収機会を提供することが、両社の合意形成において最適であると判断したためです。

(2) 算定の根拠

合併存続会社は、本合併における合併対価の公正性・妥当性を期すため、独立した第三者算定機関である響きパートナーズ株式会社（以下「響きパートナーズ」といいます。）に対し、吸収合併消滅会社の株式価値の算定を依頼いたしました。吸収合併存続会社は、令和8年1月30日付で、同社より株価算定書（以下「本算定書」といいます。）を受領いたしました。

(3) 算定の概要

① 算定の前提条件

本算定書における評価の基準日は令和7年12月31日です。吸収合併消滅会社は時価換算後の資産合計を負債合計（有利子負債等）が上回る実質的な債務超過の状態にありますが、同社が長年培ってきたソフトウェア開発等の技術力、地域における拠点性、および吸収合併存続会社との統合により見込まれる将来の成長可能性を適切に評価すべきと判断いたしました。

② 採用した算定方式

響きパートナーズは、吸収合併消滅会社が未公開会社であり、かつ継続企業であることを前提として、将来の収益力およびキャッシュ・フロー創出能力を評価に反映させるため、インカム・アプローチの一種であるディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

③ 算定の結果

DCF法による算定においては、吸収合併存続会社が作成した2026年7月期から2028年7月期までの3期間の事業計画を基礎としております。当該計画には、主要な取引先との継続的なビジネス関係の維持に加え、本合併によるシナジー効果（相乗効果）や、合併後の給与水準引き上げに伴う人件費の増加等の影響が反映されています。また、吸収合併消滅会社は非上場会社であり株式の流動性が乏しいことから、算定された価値に対して30%の非流動性ディスカウントを適用しています。響きパートナーズによる吸収合併消滅会社の株式1株当たりの算定結果は以下の通りです。

採用手法	1株当たり評価額の範囲
DCF法	14,180円～17,331円

(4) 割り当ての内容の相当性

吸収合併存続会社は、響きパートナーズによる上記算定結果を慎重に検討し、吸収合併消滅会社の財務状況、事業の将来性、および両社の統合による経営効率の向上等を総合的に勘案いたしました。その結果、本合併における1株当たりの交付金15,000円は、第三者算定機関によるDCF法の算定レンジ（14,180円～17,331円）の中央値近傍に位置しており、妥当な範囲内であると判断いたしました。

3. 存続会社の資本金及び準備金の相当性に関する事項

本合併は合併対価として金銭を交付するものであり、会社計算規則第35条の規定に基づき、吸収合併存続会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変更はありません。したがって、吸収合併存続会社の資本金等の額の定めと不相当な点はなく、相当であると判断しております。

4. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社は、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

(1) 三者算定機関からの株価算定書の取得

吸収合併存続会社は、本合併の対価の妥当性を判断するにあたり、独立した第三者算定機関である響きパートナーズより株価算定書を取得し、その結果を参考として対価を決定いたしました。

(5) 独立した弁護士等による助言

吸収合併存続会社は、本合併の諸手続きの適法性及び公正性を確保するため、顧問弁護士等の外部専門家より、取締役会の意思決定プロセス等について適宜助言を受けております。

(3) 利益相反を回避するための措置

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の間には、本合併において利益相反が生じるような特別な資本関係や人的関係は存在しません。また、吸収合併存続会社の取締役において、吸収合併消滅会社との間に特別な利害関係を有する者は存在せず、取締役会における審議及び決議は、利害関係のない取締役によって行われております。

5. 算定機関との関係

算定機関である響きパートナーズは、吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

以上

貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,366,865	流動負債	363,362
現金及び預金	864,514	買掛金	81,713
売掛金	333,761	1年内返済予定の長期借入金	54,996
商品及び製品	1,848	未払金	103,565
仕掛品	9,080	未払法人税等	28,918
原材料及び貯蔵品	607	契約負債	20,363
前払費用	55,992	預り金	21,739
短期貸付金	100,000	賞与引当金	35,187
その他	1,059	その他	16,876
固定資産	570,348	固定負債	323,735
有形固定資産	339,877	長期借入金	213,345
建物	300,664	賞与引当金	21,000
構築物	1,944	退職給付引当金	61,800
車両運搬具	78	資産除去債務	25,055
工具、器具及び備品	24,323	その他	2,534
土地	12,868	負債合計	687,097
無形固定資産	4,679	(純資産の部)	
ソフトウェア	4,579	株主資本	1,250,117
その他	100	資本金	410,593
投資その他の資産	225,791	資本剰余金	370,593
投資有価証券	40,900	資本準備金	370,593
子会社株式	20,000	利益剰余金	468,931
長期貸付金	3,000	利益準備金	290
繰延税金資産	64,802	その他利益剰余金	468,641
敷金	96,369	繰越利益剰余金	468,641
その他	3,719		
貸倒引当金	△3,000	純資産合計	1,250,117
資産合計	1,937,214	負債及び純資産合計	1,937,214

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		2,643,585
売上原価		1,701,387
売上総利益		942,198
販売費及び一般管理費		861,856
営業利益		80,342
営業外収益		
受取利息	677	
受取配当金	350	
受取家賃	5,524	
雇用助成金・奨励金	1,301	
雑収入	2,201	
貸倒引当金戻入額	1,000	11,055
営業外費用		
支払利息	830	
固定資産除却損	1,334	
雑損	93	2,258
経常利益		89,140
特別損失		
減損損失	887	887
税引前当期純利益		88,252
法人税、住民税及び事業税	31,898	
法人税等調整額	6,726	38,625
当期純利益		49,627

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本							新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	410,593	370,593	370,593	290	419,014	419,304	1,200,490	1	1,200,491
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益					49,627	49,627	49,627		49,627
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								△1	△1
当期変動額合計	-	-	-	-	49,627	49,627	49,627	△1	49,626
当 期 末 残 高	410,593	370,593	370,593	290	468,641	468,931	1,250,117	-	1,250,117

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品 …………… 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については旧定額法、2007年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8年～50年

構築物 10年～20年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア …………… 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産 …………… 定額法によっております。

(3) リース資産

主として、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(認識する通常の時点)は以下の通りであります。

(1) システム受託開発

システム受託開発については、請負契約により顧客仕様のソフトウェア開発を行って

ります。ソフトウェア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、完全に履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

(2) 運用支援・クラウドシステム・保守サービス

運用支援・クラウドシステム・保守サービスについては、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) ネットワークインフラ構築

ネットワークインフラ構築(機器の据付等を含む。)については、役務提供完了後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(4) 再生可能エネルギー関連システム及び製品の開発・導入サービス

再生可能エネルギー関連システム及び製品の開発・導入サービスについては、システム及び製品の開発・導入の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については、完全に履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

(5) 超地域密着型生活プラットフォーム

超地域密着型生活プラットフォームについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、その期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他の付随する製品・サービスの提供

その他の付随する製品・サービスの提供については、製品の利用及び役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	142,329千円
土地	3,344千円
計	<u>145,673千円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	43,572千円
長期借入金	166,665千円
計	<u>210,237千円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 313,183千円

減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額を含んで表示しております。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	101,855千円
短期金銭債務	2,056千円

4. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務	20,000千円
--------	----------

5. 偶発債務

当社は、株式会社青島文化教材社(以下、「原告」といいます。)より、2021年10月22日付で静岡地方裁判所において訴訟を提起されました。

(1)訴訟の内容及び提起に至った経緯

当社が2015年1月22日に納品した生産管理システムとドキュメント管理システム等に関して、①提案依頼書(RFP)等の成果物の交付がないことを理由として契約の解除を主張し、原状回復義務の履行としての請求、②2015年7月15日付で発注したシステムが完成していないと主張し、当社の債務不履行として損害賠償を請求する調停の申し立てがなされました。2021年10月11日に調停不成立となったため、2021年10月22日訴訟提起に至ったものであります。

当社としては、今回の原告の請求は根拠のないものと考えており、静岡地方裁判所において訴訟が係争中であります。なお、現時点において同訴訟に関する影響額を合理的に見積ることができないため、当該偶発債務に係る引当金は計上しておりません。

(2)訴訟の目的の価額

25,326千円(うち①3,780千円、②21,546千円)、及び遅延損害金

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	5,059千円
営業費用	27,641千円
営業取引以外の取引高	1,585千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	247,000株
------	----------

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	一株
------	----

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的とな

る株式の種類及び数

該当事項はありません。

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,979千円
減価償却超過額	36,407千円
資産除去債務	7,856千円
敷金	8,237千円
退職給付引当金	19,362千円
貸倒引当金	940千円
賞与引当金	17,302千円
その他	2,379千円
繰延税金資産小計	95,464千円
評価性引当額	△26,042千円
繰延税金資産合計	69,421千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,618千円
繰延税金負債合計	△4,618千円
繰延税金資産の純額	64,802千円

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.459%から31.355%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)	鹿島建設株式会社	被所有 直接10.5%	当社サービスの提供	システム開発 システム保守	867,068	売掛金	107,254

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、取引の都度、両社協議のうえ、市場価格等を勘案して決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 アクシス エンジニアリング	所有 直接100%	当社サービスの提供	システム開発 システム保守	5,059	売掛金	880
			Microsoft製品一括購入等	立替払い	2,526	その他流動資産	379
			資金の援助	資金貸付	100,000	短期貸付金	100,000
				受取利息	596	その他流動資産	596
			子会社への業務委託	仕入及び外注	27,641	買掛金	2,056
			当社への出向	出向契約	825	-	-
			当社オフィスの一部賃貸	受取家賃	760	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社アクシスエンジニアリングに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,012円24銭

1株当たり当期純利益 40円18銭

(注) 当社は、2025年1月1日付けで普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。また、2025年11月5日付けで普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度(2024年9月1日~2025年8月31日)の期首に当該株式分割が行われた

と仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2025年6月13日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社アクシスエンジニアリングを以下の通り吸収合併することを決議し、2025年9月1日を効力発生日とする吸収合併契約を締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称	株式会社アクシスエンジニアリング
事業の内容	ネットワークシステムの設計・構築及び施工・運用・保守

(2) 企業結合日

2025年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社アクシスエンジニアリングを消滅会社とする吸収合併(簡易合併・略式合併)

(4) 結合後企業の名称

アクシスITパートナーズ株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社アクシスエンジニアリングは当社の100%子会社で、ネットワークシステムの設計・構築及び施工・運用・保守を行って参りました。今般、当社はグループ内における事業再編の一環として、経営資源の集中と効率的な事業運営を図るため、当社が株式会社アクシスエンジニアリングを吸収合併することといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(無担保社債(私募債)の発行)

当社は、2025年9月25日に次の通り第1回無担保社債(株式会社山陰合同銀行保証付及び適格機関投資家限定)を発行いたしました。

無担保社債(私募債)の概要

(1) 社債の名称	アクシスITパートナーズ株式会社第1回無担保社債 (株式会社山陰合同銀行保証付及び適格機関投資家限定)
(2) 社債の額面総額	100,000,000円
(3) 各社債の額面金額	10,000,000円
(4) 利率	年1.220%
(5) 払込金額	各社債の金額100円につき金100円

(6)償還金額	各社債の金額100円につき金100円
(7)払込期日	2025年9月25日
(8)償還期限	2030年9月25日
(9)総額引受人	株式会社山陰合同銀行
(10)資金使途	運転資金

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年10月15日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。詳細につきましては、2025年10月15日公表の「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の報告セグメントは単一であり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当会計年度末において存在する顧客との契約から当会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	342,610千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	300,018
契約資産(期首残高)	30,421
契約資産(期末残高)	33,742
契約負債(期首残高)	16,215
契約負債(期末残高)	20,363

契約資産は、期末日時点で充足した履行義務のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、サービスの提供等について、契約に基づき顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

その他の注記

1. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
事業用資産	ソフトウェア等	鳥取県鳥取市	887

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

「Bird」に関連する事業用資産については、収益性の低下により投資の回収が困難と見込まれたため、減損損失として特別損失に計上しました。

(3) 減損損失の内訳

減損損失の内訳は、ソフトウェア887千円であります。

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

本社等オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を13年から22年と見積り、割引率は0.267%から1.613%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。なお、一部の賃貸借契約に関連する敷金については、資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によって会計処理をしております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(千円)

期首残高	23,581
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,346
時の経過による調整額	128
資産除去債務の履行による減少額	—
見積りの変更による減少額	—
期末残高	<u>25,055</u>

貸借対照表

代表者 尾形 泰弘

令和 7年 7月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産 (27,822,436)	I 流 動 負 債 (23,352,334)
現 金 及 び 預 金	6,518,326	買 掛 金	4,047,487
売 掛 金	12,551,669	短 期 借 入 金	5,000,000
棚 卸 資 産	6,974,338	1年以内返済長期借入金	9,996,000
前 払 費 用	1,714,232	未 払	1,501,392
未 収 還 付 法 人 税 等	138,871	未 払 法 人 税 等	72,000
貸 倒 引 当 金	△ 75,000	未 払 消 費 税 等	1,182,600
		預 り	1,552,855
II 固 定 資 産 (40,987,882)	II 固 定 負 債 (54,207,096)
有 形 固 定 資 産 (38,546,510)	長 期 借 入 金	52,036,000
建 築 物	16,890,454	役 員 借 入 金	631,098
構 築 搬 運 機 具	1,359,264	長 期 未 払	1,539,998
車 両	2		
工 具、器 具 及 び 備 品	669,145		
土 地	19,627,645		
		負 債 の 部 合 計	77,559,430
無 形 固 定 資 産 (74,984)	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	74,984	I 株 主 資 本 (419,635)
		1. 資 本 金	10,000,000
		2. 資 本 剰 余 金 (0)
投 資 そ の 他 の 資 産 (2,366,388)	3. 利 益 剰 余 金 (△	9,580,365)
出 資	55,000	(1) そ の 他 利 益 剰 余 金 (-9,580,365)
前 払 保 険 料	2,183,994	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 9,580,365
長 期 前 払 費 用	107,904		
リ サ イ ク ル 預 託 金	19,490		
		II 評 価 ・ 換 算 差 額 等 (0)
III 繰 延 資 産 (9,168,747)	III 新 株 予 約 権 (0)
繰 延 資 産	9,168,747		
		純 資 産 の 部 合 計	419,635
資 産 の 部 合 計	77,979,065	負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	77,979,065

損益計算書

(単位：円)

科 目					金 額		
I	売 販 開 保	上 売 売 守	上 上 料 收	高 高 高 入	28,159,923 21,183,272 23,135,028	72,478,223	72,478,223
II	売 期 商 外 合 期 売	上 首 品 末 上	原 棚 仕 注 棚 総	価 高 高 費 計 高 益	19,620,157 3,257,758	2,539,879 22,877,915 25,417,794 4,342,212	21,075,582 51,402,641
III	販 販 營	費 費 業	及 及 一 般 損	管 理 費 費 失		53,565,389	53,565,389 2,162,748
IV	營 受 貸 受 雑	業 取 倒 取	外 引 配 収	收 利 金 戻 当 金 入		2,938 1,000 1,000 1,035,468	1,040,406
V	營 支 繰	業 払 延	外 利 産 償	用 息 却		775,636 358,590	1,134,226
	經 常	損 失					2,256,568
VI	特 債	別 務	利 免 除	益 益		300,000	300,000
VII	特 特	別 別	損 損	失 失		0	0
	税 引 前 法 人 過 當	当 期 純 損 失 及 事 業 税 等 損 失				72,000 -138,223	1,956,568 -66,223 1,890,345

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 6年 8月 1日から
令和 7年 7月 31日まで

(単位：円)

科 目	金 額
旅費交通費	1,249,760
広告宣伝費	560,454
発送配達費	510,724
一 手 料	722,880
支 払 手 数	1,260,044
役 員 報 酬	11,366,000
給 与 手 当	19,671,427
従 業 員 賞 与	2,053,000
法 定 福 利 費	5,218,627
厚 生 費	862,757
減 償 却	1,731,710
地 代 家 賃	333,816
修 繕 費	315,695
事 務 用 消 耗 品	27,634
通 信 費	1,339,145
水 道 光 熱 費	470,931
租 税 公 課	260,730
寄 付 金	33,000
接 待 交 際 費	1,683,894
保 険 料	428,602
備 品 消 耗 品	1,617,829
研 究 費	123,455
車 両 費	753,083
諸 費	875,621
雑 費	94,571
合 計	53,565,389

棚卸資産の計算内訳

令和 7年 7月 31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
商 品	4,342,212
原 材 料	1,911,751
仕 掛 品 (半 成 品)	720,375
合 計	6,974,338

株主資本等変動計算書

令和 6 年 8 月 1 日から

令和 7 年 7 月 31 日まで

(単位：円)

I 株主資本			
1. 資本金	当期首残高		10,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>10,000,000</u>
2. 利益剰余金			
(1) その他利益剰余金	当期首残高		-7,690,020
繰越利益剰余金	当期変動額		
	当期純損失	-1,890,345	-1,890,345
	当期末残高		<u>-9,580,365</u>
その他利益剰余金合計			
	当期首残高		-7,690,020
	当期変動額		
	当期純損失	-1,890,345	-1,890,345
	当期末残高		<u>-9,580,365</u>
株主資本合計			
	当期首残高		2,309,980
	当期変動額		
	当期純損失	-1,890,345	-1,890,345
	当期末残高		<u>419,635</u>
II 評価・換算差額等			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
III 新株予約権			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
純資産の部合計			
	当期首残高		2,309,980
	当期変動額		
	当期純損失	-1,890,345	-1,890,345
	当期末残高		<u>419,635</u>

個別注記表

令和 6年 8月 1日から

令和 7年 7月 31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法又は旧定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

期間均等償却を採用しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,204,187円

2. 取締役等に対する金銭債務 631,098円

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 200株

IV. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、2,098.17円であります。

2. 一株当たり当期純損失は、9,451.72円であります。

以上